

小岩剣友会役員的心得

<まえがき>

当会が1985年4月創設から故田沢良昭初代会長と創設者渡辺壽太郎先生、そして田沢六子会計担当で切り盛りされた後、2010年4月に今の執行役員体制が生まれました。以来、役員顔ぶれに変化があったにせよ、活気に満ちた良好な人間関係を伴った本会がこれほどの規模に成長発展できたのも、役員一人一人の良識と会員本位の姿勢、そして「**剣道は、人を大切に、居場所を大切に、正しく、楽しく、そして仲良く。**」を基本として、役員として物事を弁えていたことに尽きますが、時代と共に顔ぶれが変わる執行役員に対して変わることのない原則を残す必要があるとの現役員会での合意の下に、「役員的心得」として明文化することになりました。

2019年4月1日 役員一同

<法的位置づけ、扱い>

小岩剣友会は**任意団体（権利能力なき社団）**です。簡単に言えば、PTAとか大学のサークルのようなもので、実態があるのに（法人格がある社団と同じようなことをしているのに）、法人登記とかをしていないのが、そう呼ばれる所以です。

そして、こういった団体は、所謂、親睦会のようなものですから公益目的がないので公益法人になれませんし、更に営利を追求するわけでもないので、法人格を取得することはありません。

法人格がないので法人規定を適用されませんが、諸々の取引や活動を規律する必要があります。

例えば、本会で購入管理している木刀やレギュラー胴の所有者は誰でしょうか？

本会は法人登記をしていないので、権利能力のない本会が帰属主体になることはできません。では、会長にあるかということ、それも間違いで、この胴の**所有権は会員全員**にあるということになります。

会員が会の活動運営に必要な原資として年会費を納めているわけですから、当たり前のことです。

他の支部も江戸川区剣道連盟も任意団体であるならば同様です。

当会の木刀、等は全会員で共同して持っているわけですが、この場合は**“総有”**しているという意味になり、会員一人一人が使うことは可能ですが、持ち分はないということです。

これに関しては判例にも「**権利能力なき社団の権利義務は構成員全員に総有的に帰属する。**」があります。このことを確と理解し本会総有の備品を全会員に対して公平に扱うことに心掛けねばなりません。

総有、合有、共有の違いは以下の通り。

	具体的持ち分	潜在的持ち分
総有	ない (×持分払戻請求) (×持分の処分)	ない (×持分の分割請求)
合有	ない (×持分払戻請求) (×持分の処分)	ある (○持分の分割請求)
共有	ある (○持分の分割請求)	

また、あり得ないと思いますが、仮に不動産を有する場合、社団名義や代表者の肩書を付した登記はできません。会員全員の共有登記にするか、代表者個人名義による登記しか選択肢はありません。本会の場合、後々トラブルにならないように、このような登記が必要な事業は避けるべきです。

加えて、権利能力のない社団に**債務がある場合**も、その債務は総有的に全会員に帰属しますので、権利なき社団の総有財産だけが引当対象となり、構成員（会員全員）は代表者も含めて、個人の責任を一切負いません。つまり、権利能力なき社団に債権を持っている人は、会員（構成員）一人一人の個人財産から支払えという要求はできません。

<会員>

本会は任意団体ですから、「本会=全会員」です。会員がいなければ本会は成り立ちませんし、会費がなければ活動が全くできません。同時に会員の本会への協力支援がなければ、活動自体が成り立ちません。会員一人一人が本会の構成員であり、本会存続・維持・発展を担っていることを常に認識して頂く為にも役員と会員は共に寄り添い、相互理解の下に剣道を通じて協力し合うことが肝要です。

<父母部>

組織構成上、父母部が本会活動や役員の執行内容に直接干渉することはできませんが、少年部会員の父母・保護者から成る父母部は本会活動を推進する上で、不可欠で強力な右腕であることは言うまでもありません。その代表である父母部長、副部長に役員会議に参加してもらうことは、役員一人一人のボランティア的献身や負担を理解して頂くために大変役立ちますし、会費の使途について透明性を確保する上で極めて有効です。

<会費>

登録会員は会則に明記された入会金と会費を、役員を含め例外なく納めます。この会費は権利なき社団である本会の唯一の活動運営原資です。本会の金銭的利益ではありませんし、役員間の都合や合意だけで常に使途を決めてよい訳がありません。会費は、本会の維持と発展のために使われるべきもの、つまりそれを納めている会員の公平な利益になるような活用、または会員が納得のいく使途でなくてはなりません。

同時に、本会に一度納められた会費は、返金しない以上、全会員に総有的に帰属する訳ですから、全会員に透明性を示すためにも、管理運用には企業会計の7つの基本原則のうち、次の5つは任意団体ある本会の会計管理にも重要な要件ですので失念してはなりません。

1. 真実性の原則

会計報告が本会の真実な報告でなければ、何の意味も持ちません。真実でない会計報告は会員を欺くことになり認められません。

2. 正規簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」というのが正規の簿記の原則がありますが、本会ではこの簿記を“出納”に置き替えることで、正確な出納帳簿を作成しなければなりません。

3. 明瞭性の原則

本会の決算書は全会員が閲覧しますので、会員が理解や判断を誤らないように明瞭に表示しなければなりません。例えば、決算書では各予算項目に対して実績を併記すべきは常識として、理解しづらい表現や科目を使ってはなりません。

4. 継続性の原則

本会の会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、混乱を招かぬためにもみだりにこれを変更してはなりません。

5. 単一性の原則

予算案や決算書は信頼しうる会計出納に基づいたものであって、「政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。」という単一性の原則に従い、会員を満足させる又は会員承認を得るために複数の帳簿作成、つまりいわゆる裏帳簿というものは絶対に作ってははいけません。もしそのようなことをして、露見したときは何を失うか“推して知るべし”です。

<役員>

- 役員は会則にある本会の目的達成のために選任された会員です。これ以外の何者でもありません。目的達成に向かって役員である自覚と責任感を以って各担当責務を遂行しなくてはなりません。
- 役員は総会時の承認を以って選任されますが、自主的立候補や会員の自由意志による推薦がしづらい雰囲気を作ってはなりません。
- 役員を推薦する場合も要請する場合も、役員の使命と目的を最優先して広く会員を見渡し、適正、器量、得意分野、人柄、求心力や率先力、使命感、責任感、等々を見極め、最善の選択を行うことこそが、多くの会員の理解、賛同、そして協力・支援を得ることができる最適な選択肢です。
- 会長、〇〇担当役員は本会組織の運営責任者ではありますが、それは担当責務、業務責任範囲を表して

いる肩書に過ぎず、決して社会的地位・階級ではありません。役員である前に自分たちも一会員であることを深く認識し、会員に対して度を越した“上から目線”でモノを申したり、或いは親しい関係でもないのに呼び捨てたり、又は高圧的な態度や口調等の不適切な行為をしないためにも、相手との関係をよくよく理解して接することが本会の良好な営みのためにも肝要です。役員倫理が疑われないように、節度と品格と親しみをもって会員に接しましょう。

昔から、「何事もきちんとする」と言いますが、“きちんと”とは「整っているさま。正確なさま。過不足ないさま。」の意味で、“きちんとする”とは「神妙な心持ちになり体の構え方を正すこと」とか「外から見た姿をよくすること」が意味の基本的要素であることを考えますと、この“きちんとする”とは四角四面に事細かく堅苦しくせよということではないことが解ります。全剣連の様な大きな組織集団ではなく、単なる剣道好きの集まりであっても役員である以上、きちんとすべきはきちんとしましょう。“ならぬはならぬのです。”

以上